

令和8年第2回

# 瑞浪市議会定例会議案資料

令和8年2月26日



## 目 次

議第 4 号	瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 5 号	瑞浪市職員の旅費に関する条例の制定について……………	4
議第 6 号	瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について……………	6
議第 7 号	瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に ついて……………	8
議第 8 号	瑞浪市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 5
議第 9 号	瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	1 6
議第 1 0 号	瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 7
議第 1 1 号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……	1 8
議第 1 2 号	瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について……………	3 4
議第 1 3 号	瑞浪市農産物等直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の制定について……………	3 5
議第 1 4 号	瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定 について……………	3 7
議第 1 5 号	瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 9
議第 1 6 号	瑞浪市副市長の選任につき同意を求めることについて……………	4 1
議第 1 7 号	瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて……	4 2
議第 1 8 号	瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ とについて……………	4 3
議第 2 0 号	市道路線の認定について……………	4 4
議第 2 1 号	令和 7 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 0 号）	} 別冊
議第 2 2 号	令和 7 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 4 号）	
議第 2 3 号	令和 7 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	
議第 2 4 号	令和 7 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	

- 議第 25 号 令和 7 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議第 26 号 令和 7 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議第 27 号 令和 8 年度瑞浪市一般会計予算
- 議第 28 号 令和 8 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議第 29 号 令和 8 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 30 号 令和 8 年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算
- 議第 31 号 令和 8 年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算
- 議第 32 号 令和 8 年度瑞浪市水道事業会計予算
- 議第 33 号 令和 8 年度瑞浪市下水道事業会計予算

} 別冊

議第4号 瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

- ・瑞浪市地場産品創出支援事業に提案された事業の審査及び助成金の交付対象者の選定のため、新たに審査会を設置する。
- ・瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化促進事業に提案された事業の審査及び助成金の交付対象者の選定のため、新たに審査会を設置する。
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する公私連携幼保連携型認定こども園の運営主体となる公私連携法人の審査及び選定のため、新たに選定委員会を設置する。

【改正内容】

瑞浪市地場産品創出支援事業助成金審査会、瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化促進事業助成金審査会及び瑞浪市公私連携法人選定委員会の設置及び当該委員報酬を規定するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年4月1日とする。

【新旧対照表】

新			旧		
本則（略） 別表（第2条関係）			本則（略） 別表（第2条関係）		
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事務	附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	瑞浪市功労者選 定審査委員会	顕彰及び表彰を受け る者の選定について の審査		瑞浪市功労者選 定審査委員会	顕彰及び表彰を受け る者の選定について の審査
	瑞浪市地場産品 創出支援事業助 成金審査会	瑞浪市地場産品創出 支援事業に提案され た事業の審査及び助 成金の交付対象者の 選定			
	瑞浪市ふるさと 納税活用型地域 活性化促進事業 助成金審査会	瑞浪市ふるさと納税 活用型地域活性化促 進事業に提案された 事業の審査及び助成 金の交付対象者の選 定			
	瑞浪市夢づくり 地域交付金等事 業審査会	瑞浪市夢づくり地域 交付金事業及び瑞浪 市夢づくり市民活動 補助金事業に関する 事項についての審査 並びに申請事業の審 査及び評価		瑞浪市夢づくり 地域交付金等事 業審査会	瑞浪市夢づくり地域 交付金事業及び瑞浪 市夢づくり市民活動 補助金事業に関する 事項についての審査 並びに申請事業の審 査及び評価
	(略)	(略)		(略)	(略)
	瑞浪市子ども発 達支援センター 運営委員会	瑞浪市子ども発達支 援センターの運営等 に関する事項につい ての調査及び審議		瑞浪市子ども発 達支援センター 運営委員会	瑞浪市子ども発達支 援センターの運営等 に関する事項につい ての調査及び審議
	瑞浪市公私連携	就学前の子どもに関			

法人選定委員会	する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第34条第1項に規定する公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする公私連携法人の選定についての審議及び審査
瑞浪市高齢者福祉計画等推進委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定による老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定による介護保険事業計画の策定及び見直しに関する事項についての調査及び審議
(略)	(略)
教育委員会	(略)

瑞浪市高齢者福祉計画等推進委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定による老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定による介護保険事業計画の策定及び見直しに関する事項についての調査及び審議
(略)	(略)
教育委員会	(略)

附則（瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

本則（略）

別表（第2条・第4条関係）

区分	報酬	費用弁償
(略)	(略)	(略)
専門委員	執務1日につき	5,000円
(略)	執務1日につき	大学教授・准教授、弁護士、医師等高度な知識を有する学識経験者の委員
公務災害補償等認定委員会委員		8,000円
公務災害補償等審査会委員		8,000円
地場産品創出支援事業助成金審査会委員		8,000円
ふるさと納税活用型地域活性化促進事業助成金審査会委員		5,000円
まちづくり条例審議会委員		
市民まちづくり		

本則（略）

別表（第2条・第4条関係）

区分	報酬	費用弁償
(略)	(略)	(略)
専門委員	執務1日につき	5,000円
(略)	執務1日につき	大学教授・准教授、弁護士、医師等高度な知識を有する学識経験者の委員
公務災害補償等認定委員会委員		8,000円
公務災害補償等審査会委員		8,000円
まちづくり条例審議会委員		
市民まちづくり		

会議委員 (略) 子ども・子育て 会議委員 子ども発達支援 センター運営委 員会委員 公私連携法人選 定委員会委員 高齢者福祉計画 等推進委員会委 員 介護保険運営協 議会委員 (略)			
その他の非常勤 の特別職職員	規則で定 める期間 につき	次の各号に 掲げる場合 に応じ、当 該各号に掲 げる額を超 えない範囲 内において 規則で定め る額 (1) ~ (3) (略)	

備考 (略)

会議委員 (略) 子ども・子育て 会議委員 子ども発達支援 センター運営委 員会委員  高齢者福祉計画 等推進委員会委 員 介護保険運営協 議会委員 (略)			
その他の非常勤 の特別職職員	規則で定 める期間 につき	次の各号に 掲げる場合 に応じ、当 該各号に掲 げる額を超 えない範囲 内において 規則で定め る額 (1) ~ (3) (略)	

備考 (略)

議第5号 瑞浪市職員の旅費に関する条例の制定について

【制定趣旨】

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）の施行に伴い、国家公務員の基準を参考に旅費制度を見直すため、条文の整備を行う。

【改正内容】

目次、第1章（総則）、第2章（旅費の種目及び内容）、第3章（雑則）、附則

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年4月1日とする。

【附則において改正する既存条例に係る新旧対照表】

新	旧																
<p><b>○瑞浪市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正（附則第7項）</b></p> <p>第1条～第2条（略） （旅費）</p> <p>第3条 教育長の旅費は、瑞浪市職員の旅費に関する条例（<u>令和8年条例第 号</u>）の例により支給する。</p> <p>第4条（略）</p>	<p>第1条～第2条（略） （旅費）</p> <p>第3条 教育長の旅費は、瑞浪市職員の旅費に関する条例（<u>昭和29年条例第19号</u>）の例により支給する。</p> <p>第4条（略）</p>																
<p><b>○瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正（附則第8項）</b></p> <p>第1条～第12条（略） （費用弁償）</p> <p>第13条 団員が、公務のため市外に旅行した場合は、瑞浪市職員の旅費に関する条例（<u>令和8年条例第 号</u>）の例により費用弁償を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第14条～第15条（略）</p>	<p>第1条～第12条（略） （費用弁償）</p> <p>第13条 団員が、公務のため市外に旅行した場合は、瑞浪市職員の旅費に関する条例（<u>昭和29年条例第19号</u>）の例により費用弁償を支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第14条～第15条（略）</p>																
<p><b>○瑞浪市教育研究所設置条例の一部改正（附則第9項）</b></p> <p>第1条～第5条（略） （旅費）</p> <p>第6条 研究所職員として勤務する職員の旅費は、瑞浪市職員の旅費に関する条例（<u>令和8年条例第 号</u>）の例により支給する。</p> <p>第7条（略）</p>	<p>第1条～第5条（略） （旅費）</p> <p>第6条 研究所職員として勤務する職員の旅費は、瑞浪市職員の旅費に関する条例（<u>昭和29年条例第19号</u>）の例により支給する。</p> <p>第7条（略）</p>																
<p><b>○瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（附則第10項）</b></p> <p>本則（略） 別表（第2条・第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 35%;">議員報酬月額</th> <th style="width: 50%;">費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td style="text-align: center;">430,000円</td> <td rowspan="2">瑞浪市職員の旅費に関する条例（<u>令和8年条例第 号</u>）に規定する額</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	議員報酬月額	費用弁償	議長	430,000円	瑞浪市職員の旅費に関する条例（ <u>令和8年条例第 号</u> ）に規定する額	（略）	（略）	<p>本則（略） 別表（第2条・第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 35%;">議員報酬月額</th> <th style="width: 50%;">費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td style="text-align: center;">430,000円</td> <td rowspan="2">瑞浪市職員の旅費に関する条例（<u>昭和29年条例第19号</u>）に規定する額</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	議員報酬月額	費用弁償	議長	430,000円	瑞浪市職員の旅費に関する条例（ <u>昭和29年条例第19号</u> ）に規定する額	（略）	（略）
区分	議員報酬月額	費用弁償															
議長	430,000円	瑞浪市職員の旅費に関する条例（ <u>令和8年条例第 号</u> ）に規定する額															
（略）	（略）																
区分	議員報酬月額	費用弁償															
議長	430,000円	瑞浪市職員の旅費に関する条例（ <u>昭和29年条例第19号</u> ）に規定する額															
（略）	（略）																

○瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第11項）

本則（略）

別表（第2条・第4条関係）

区分	報酬		費用弁償
教育委員会委員	月額	27,000円	瑞浪市職員の旅費に関する条例
(略)	(略)	(略)	(令和8年条例第号)に規定する額

○瑞浪市公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部改正（附則第12項）

第1条～第2条（略）

（実費弁償の額）

第3条 前条の規定による実費弁償の額は、出務

1日につき2,000円に瑞浪市職員の旅費に関する条例（令和8年条例第号）に定める額を加えた額とする。

第4条（略）

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される瑞浪市職員の処遇等に関する条例の一部改正（附則第13項）

第1条～第5条（略）

（一般の派遣職員に対する旅費の支給）

第6条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、瑞浪市職員の旅費に関する条例（令和8年条例第号）に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

第7条～第8条（略）

○瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第14項）

第1条～第27条（略）

（パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償）

第28条（略）

2 旅行に係る費用弁償の額は、瑞浪市職員の旅費に関する条例（令和8年条例第号）の例による。

第29条～第32条（略）

本則（略）

別表（第2条・第4条関係）

区分	報酬		費用弁償
教育委員会委員	月額	27,000円	瑞浪市職員の旅費に関する条例
(略)	(略)	(略)	(昭和29年条例第19号)に規定する額

第1条～第2条（略）

（実費弁償の額）

第3条 前条の規定による実費弁償の額は、出務

1日につき2,000円に次に掲げる額を加えた額とする。

（1） 市内 鉄道賃及び車賃の実費相当額

（2） 市外 瑞浪市職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第19号）に定める額

第4条（略）

第1条～第5条（略）

（一般の派遣職員に対する旅費の支給）

第6条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、瑞浪市職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第19号）に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

第7条～第8条（略）

第1条～第27条（略）

（パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償）

第28条（略）

2 旅行に係る費用弁償の額は、瑞浪市職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第19号）の例による。

第29条～第32条（略）

議第6号 瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

令和8年1月20日付け瑞浪市特別職報酬等審議会の答申を参考に、社会経済情勢及び近隣市の状況等を考慮し、特別職の給料月額及び市議会議員の報酬月額の改定を行う。

【改正内容】

- ・特別職の給料月額を改定するための所要の改正（第1条、第2条）
- ・市議会議員の報酬月額を改定するための所要の改正（第3条）

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧																																																						
<p>○瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）</p> <p>本則（略） 別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td style="text-align: center;">890,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td style="text-align: center;">730,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○瑞浪市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正（第2条）</p> <p>第1条（略） （給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 教育長の給料は、月額<u>650,000円</u>とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第3条～第4条（略）</p> <p>○瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第3条）</p> <p>第1条～第2条（略） （議員報酬の支給方法）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 <u>前3項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。</u></p> <p>5（略）</p> <p>第4条～第6条（略）</p> <p>別表（第2条・第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>議員報酬月額</th> <th>費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td style="text-align: center;">450,000円</td> <td>瑞浪市</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td style="text-align: center;">416,000円</td> <td>職員の</td> </tr> <tr> <td>議会運営委員会の委員長</td> <td style="text-align: center;">400,000円</td> <td>旅費に</td> </tr> <tr> <td>常任委員会の委員長</td> <td></td> <td>関する</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td style="text-align: center;">390,000円</td> <td>条例（</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	備考	市長	890,000円		副市長	730,000円		区分	議員報酬月額	費用弁償	議長	450,000円	瑞浪市	副議長	416,000円	職員の	議会運営委員会の委員長	400,000円	旅費に	常任委員会の委員長		関する	議員	390,000円	条例（	<p>本則（略） 別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td style="text-align: center;">860,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td style="text-align: center;">708,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1条（略） （給与）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 教育長の給料は、月額<u>631,000円</u>とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第3条～第4条（略）</p> <p>第1条～第2条（略） （議員報酬の支給方法）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>第4条～第6条（略）</p> <p>別表（第2条・第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>議員報酬月額</th> <th>費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td style="text-align: center;">430,000円</td> <td>瑞浪市</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td style="text-align: center;">400,000円</td> <td>職員の</td> </tr> <tr> <td>議会運営委員会の委員長</td> <td style="text-align: center;">385,000円</td> <td>旅費に</td> </tr> <tr> <td>常任委員会の委員長</td> <td></td> <td>関する</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td style="text-align: center;">375,000円</td> <td>条例（</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	備考	市長	860,000円		副市長	708,000円		区分	議員報酬月額	費用弁償	議長	430,000円	瑞浪市	副議長	400,000円	職員の	議会運営委員会の委員長	385,000円	旅費に	常任委員会の委員長		関する	議員	375,000円	条例（
職名	給料月額	備考																																																					
市長	890,000円																																																						
副市長	730,000円																																																						
区分	議員報酬月額	費用弁償																																																					
議長	450,000円	瑞浪市																																																					
副議長	416,000円	職員の																																																					
議会運営委員会の委員長	400,000円	旅費に																																																					
常任委員会の委員長		関する																																																					
議員	390,000円	条例（																																																					
職名	給料月額	備考																																																					
市長	860,000円																																																						
副市長	708,000円																																																						
区分	議員報酬月額	費用弁償																																																					
議長	430,000円	瑞浪市																																																					
副議長	400,000円	職員の																																																					
議会運営委員会の委員長	385,000円	旅費に																																																					
常任委員会の委員長		関する																																																					
議員	375,000円	条例（																																																					

	昭和29 年条例 第19号 )に規 定する 額		昭和29 年条例 第19号 )に規 定する 額
--	--	--	--

議第7号 瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）の公布に伴い、国家公務員に準じて給与制度の改正を行う。

【改正内容】

- ・初任給調整手当について、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための第2種初任給調整手当を支給するための所要の改正
- ・通勤手当について、長距離通勤に対する上限金額を改定するため及び民間駐車場等を使用している者に対する手当を支給するための所要の改正
- ・フルタイム会計年度任用職員に対して、第2種初任給調整手当を支給するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>○瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）</p> <p>第1条（略） （給料）</p> <p>第2条 給料は、瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、<u>初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第20条において同じ。）</u>、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び退職手当を除いたものとする。</p> <p>第3条～第7条（略） （初任給調整手当）</p> <p>第8条 _____ 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内の期間、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>第1種初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>第1種初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を</p>	<p>第1条（略） （給料）</p> <p>第2条 給料は、瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、<u>初任給調整手当</u> _____、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び退職手当を除いたものとする。</p> <p>第3条～第7条（略） （初任給調整手当）</p> <p>第8条 <u>初任給調整手当は、</u> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内の期間、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>初任給調整手当</u>として _____ 支給する。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u> _____ を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>初任給調整手当</u> _____ を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>初任給調整手当</u> _____ を</p>

支給される職員の範囲、第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第1種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。

第8条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項並びに第5条第2項及び第3項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（定年再任用短時間勤務職員その他の市の規則で定める職員にあつては、市の規則で定める額）並びにこれに第10条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市の規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市の規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、市の規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市の規則で定めるものには、市の規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。

（給料の調整額）

第8条の3 （略）

（管理職手当）

第8条の4 （略）

第9条～第10条の2 （略）

（通勤手当）

第11条 （略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市の規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要す

支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。

（給料の調整額）  
第8条の2 （略）  
（管理職手当）  
第8条の3 （略）  
第9条～第10条の2 （略）  
（通勤手当）  
第11条 （略）  
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
（1） 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市の規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要す

る運賃等の額に相当する額（以下次項及び第6項において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市の規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市の規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市の規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。

(3) (略)

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市の規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市の規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が市の規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に

る運賃等の額に相当する額（以下この項及び次項において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）に応じ、支給単位期間につき次の表に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市の規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市の規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。

片道の使用距離以上 未満	手当額
km	円
～5	2,000
5～10	4,200
10～15	7,300
15～20	10,400
20～25	13,500
25～30	16,600
30～35	19,700
35～40	22,800
40～45	25,900
45～50	29,100
50～55	32,300
55～60	35,500
60～	38,700

(3) (略)

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市の規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市の規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が市の規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に

<p>係る通勤手当 支給単位期間につき、市の規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）</p>	<p>係る通勤手当 支給単位期間につき、市の規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市の規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市の規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	
<p>(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市の規則で定める額</p>	
<p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額</p>	
<p>6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p>	<p>5 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p>
<p>7 通勤手当は、支給単位期間（市の規則で定める通勤手当にあつては、市の規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市の規則で定める場合にあつては、その翌月）の市の規則で定める日に支給する。</p>	<p>6 通勤手当は、支給単位期間（市の規則で定める通勤手当にあつては、市の規則で定める期間）に係る最初の月 _____の市の規則で定める日に支給する。</p>
<p>8 (略)</p>	<p>7 (略)</p>
<p>9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として市の規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。</p>	<p>8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として市の規則で定める期間（自動車等 _____に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。</p>
<p>10 (略)</p>	<p>9 (略)</p>
<p>第11条の2～第15条の3 (略) (勤務1時間当たりの給与額の算出)</p>	<p>第11条の2～第15条の3 (略) (勤務1時間当たりの給与額の算出)</p>
<p>第16条 (略)</p>	<p>第16条 (略)</p>

<p>2 前項の規定にかかわらず、第8条に規定する第1種初任給調整手当及び第8条の2に規定する第2種初任給調整手当並びに瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例（平成16年条例第35号）に規定する特殊勤務手当のうち市の規則で定めるもの（以下この項において「手当」という。）の支給対象となる勤務に従事した場合の勤務1時間当たりの給与額は、前項に定める勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。</p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>第16条の2～第26条 （略）</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、第8条に規定する初任給調整手当及び</p> <p style="text-align: right;">瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例（平成16年条例第35号）に規定する特殊勤務手当のうち市の規則で定めるもの（以下この項において「手当」という。）の支給対象となる勤務に従事した場合の勤務1時間当たりの給与額は、前項に定める勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。</p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>第16条の2～第26条 （略）</p>
<p style="text-align: center;"><b>○瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2条）</b></p> <p>第1条 （略） （会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、第2種初任給調整手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第3条～第6条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（フルタイム会計年度任用職員の第2種初任給調整手当）</p> <p>第6条の2 フルタイム会計年度任用職員の第2種初任給調整手当は、給与条例の適用を受ける常勤の職員（以下「常勤職員」という。）の例により支給する。</p> <p style="text-align: center;">（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）</p> <p>第7条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当は、常勤職員</p> <p style="text-align: center;">の例により支給する。</p> <p>第8条～第32条 （略）</p>	<p>第1条 （略） （会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第3条～第6条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）</p> <p>第7条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当は、給与条例の適用を受ける常勤の職員（以下「常勤職員」という。）の例により支給する。</p> <p>第8条～第32条 （略）</p>
<p style="text-align: center;"><b>○瑞浪市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正（第3条）</b></p> <p>第1条～第2条 （略） （修学部分休業取得中の給与）</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当、管理職手当</p>	<p>第1条～第2条 （略） （修学部分休業取得中の給与）</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当、管理職手当</p>

及び初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して支給する。

第4条～第5条（略）

○瑞浪市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正（第4条）

第1条～第2条（略）

（高齢者部分休業取得中の給与）

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当、管理職手当及び初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して支給する。

第4条～第6条（略）

○瑞浪市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正（第5条）

本則（略）

附則

第1条～第11条（略）

（瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正に関する経過措置）

第12条 \_\_\_\_\_ 瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号\_\_\_\_\_）附則第18項から第24項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第13条 暫定再任用職員（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される瑞浪市職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2（略）

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当

及び初任給調整手当\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して支給する。

第4条～第5条（略）

第1条～第2条（略）

（高齢者部分休業取得中の給与）

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当、管理職手当及び初任給調整手当\_\_\_\_\_の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して支給する。

第4条～第6条（略）

本則（略）

附則

第1条～第11条（略）

（瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正に関する経過措置）

第12条 第4条の規定による改正後の瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号。以下「新給与条例」という。）附則第18項から第24項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第13条 暫定再任用職員（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項

\_\_\_\_\_に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2（略）

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当

<p>該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される<u>瑞浪市職員の給与に関する条例第3条第1項</u>に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、<u>同条例第4条第2項</u>の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、<u>瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号</u>）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される<u>新給与条例第3条第1項</u>に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、<u>新給与条例第4条第2項</u>の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、<u>第8条の規定による改正後の瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号</u>。以下「<u>新勤務時間条例</u>」という。）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>
<p>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>瑞浪市職員の給与に関する条例</u>の規定を適用する。</p>	<p>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>の規定を適用する。</p>
<p>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>瑞浪市職員の給与に関する条例第8条の2及び第18条第3項</u>の規定を適用する。</p>	<p>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第18条第3項の規定を適用する。</p>
<p>6 <u>瑞浪市職員の給与に関する条例第19条第1項</u>の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p>	<p>6 <u>新給与条例</u>第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p>
<p>7 <u>瑞浪市職員の給与に関する条例第5条第1項</u>から第6項まで、第8条及び第9条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>	<p>7 <u>新給与条例</u>第5条第1項から第6項まで、第8条及び第9条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>
<p>8 （略）</p>	<p>8 （略）</p>
<p>第14条～第15条 （略） （瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に関する経過措置）</p>	<p>第14条～第15条 （略） （瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に関する経過措置）</p>
<p>第16条 暫定再任用職員で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、<u>瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項</u>に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>同条例の規定</u>を適用する。</p>	<p>第16条 暫定再任用職員で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、<u>新勤務時間条例第2条第3項</u>に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新勤務時間条例の規定</u>を適用する。</p>
<p>第17条 （略）</p>	<p>第17条 （略）</p>

議第8号 瑞浪市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

組織体制の実情を考慮し、職員定数の見直し等を図るため、条文の整備を行う。

【改正内容】

消防機関の職員定数を見直すとともに、育児休業を取得している職員を定数の外に置くための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧																								
<p>第1条 (略) (定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">兼 2人</td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td style="text-align: center;"><u>72人</u></td> </tr> <tr> <td>公営企業</td> <td style="text-align: center;">25人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;"><u>471人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次に掲げる職員は、前項に規定する職員の定数の外に置くものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 給料の支給を受けていない職員 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4) (略)</p> <p>第3条 (略)</p>	区分	定数	(略)	(略)	公平委員会の事務部局	兼 2人	消防機関	<u>72人</u>	公営企業	25人	合計	<u>471人</u>	<p>第1条 (略) (定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">兼 2人</td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td style="text-align: center;"><u>63人</u></td> </tr> <tr> <td>公営企業</td> <td style="text-align: center;">25人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;"><u>462人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次に掲げる職員は、前項に規定する職員の定数の外に置くものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 給料の支給を受けていない職員 <u>(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしている職員を除く。)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第3条 (略)</p>	区分	定数	(略)	(略)	公平委員会の事務部局	兼 2人	消防機関	<u>63人</u>	公営企業	25人	合計	<u>462人</u>
区分	定数																								
(略)	(略)																								
公平委員会の事務部局	兼 2人																								
消防機関	<u>72人</u>																								
公営企業	25人																								
合計	<u>471人</u>																								
区分	定数																								
(略)	(略)																								
公平委員会の事務部局	兼 2人																								
消防機関	<u>63人</u>																								
公営企業	25人																								
合計	<u>462人</u>																								

議第9号 瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

引用する法律の項ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条（略） （所掌事務）	第1条（略） （所掌事務）
第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。 （1）（略） （2） <u>法第43条第4項</u> に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。 （3）～（5）（略）	第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。 （1）（略） （2） <u>法第43条第2項</u> に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。 （3）～（5）（略）
第3条～第8条（略）	第3条～第8条（略）

議第10号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）に基づく令和7年度住民税非課税者に係る特例減免について、令和8年度分保険料限りの措置として附則に規定するため、条文の整備を行う。

【改正内容】

令和7年度税制改正に対応した令和8年度分保険料の特例減免のための規定を整備するための所要の改正

【施行日】

本条例は、令和8年4月1日から施行する。

【新旧対照表】

新	旧
本則（略） 附則 第1条～第8条（略） <u>（令和8年度分の保険料の減免の特例）</u> 第9条 市長は、令和8年度分の保険料について、 第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、 市長が特に必要と認める者に対し、申請によら ず減免することができる。	本則（略） 附則 第1条～第8条（略）

議第11号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

- ・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の公布により、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）等が改正され、「子ども・子育て支援納付金」の徴収が開始されることに伴い、条文の整備を行う。
- ・国民健康保険法施行令における国民健康保険料の賦課限度額及び保険料の軽減判定所得の改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- ・「子ども・子育て支援納付金」の賦課に伴う所要の改正
- ・国民健康保険料の基礎賦課限度額の引上げ並びに保険料の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額の見直しのための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第11条（略） （保険料の賦課額）</p> <p>第11条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>（1） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>（2） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>（3） 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>（4） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>（基礎賦課総額）</p> <p>第11条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した</p>	<p>第1条～第11条（略） （保険料の賦課額）</p> <p>第11条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p> <p>（基礎賦課総額）</p> <p>第11条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した</p>

額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要す

額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）

の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金

の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金

の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要す

<p>る費用に係るものを除く。)の額 ウ～エ (略) (3) (略) 第12条～第15条の5の2 (略) (基礎賦課限度額) 第15条の6 第12条の基礎賦課額は、<u>67万円</u>を超えることができない。 (後期高齢者支援金等賦課総額) 第15条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。 (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)の<u>額</u> (2)～(3) (略) 第15条の6の3～第15条の6の5 (略) (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第15条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア <u>特定世帯又は特定継続世帯</u>以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ～ウ (略) 2～3 (略) 第15条の6の7～第15条の6の12 (略) (介護納付金賦課総額)</p>	<p>る費用に係るものを除く。)の額 ウ～エ (略) (3) (略) 第12条～第15条の5の2 (略) (基礎賦課限度額) 第15条の6 第12条の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。 (後期高齢者支援金等賦課総額) 第15条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。 (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。) <u>      </u> (2)～(3) (略) 第15条の6の3～第15条の6の5 (略) (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第15条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア <u>イ又はウに掲げる世帯</u>以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ～ウ (略) 2～3 (略) 第15条の6の7～第15条の6の12 (略) (介護納付金賦課総額)</p>
---	--

第15条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第20条及び第20条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

（1） 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

（2）～（3） （略）

第15条の8～第15条の12 （略）

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第15条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第20条、第20条の3、第20条の4及び第20条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

（1） 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第20条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

（2） 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられ

第15条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第20条及び第20条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

（1） 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）      

（2）～（3） （略）

第15条の8～第15条の12 （略）

た法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第15条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援

納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第15条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯  
子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の17 第15条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第16条～第17条 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の6の3

第16条～第17条 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の6の3

若しくは第15条の14の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第15条の8の額又は第20条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第20条の3第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項（同条第7項又は第8項

\_\_\_\_\_の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の4第1項各号（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第6項各号（同条第8項から第10項まで）の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第20条の5第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の6の3、第15条の8若しくは第15条の14の額又は第20条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第20条の3第1項に定める額、同条第5項に定める額、第20条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第20条の5第1項に定める額

\_\_\_\_\_の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

第19条（略）

（低所得者の保険料の減額）

\_\_\_\_\_の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第15条の8の額又は第20条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の3第1項（同条第3項

\_\_\_\_\_の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の4第1項各号（同条第3項又は第4項\_\_\_\_\_の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定

\_\_\_\_\_は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条若しくは第15条の6の3の額若しくは第15条の8\_\_\_\_\_の額又は第20条第1項各号に定める額\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、第20条の3第1項に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号に定める額、第20条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

第19条（略）

（低所得者の保険料の減額）

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属

する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ （略）

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号\_\_\_\_\_において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ （略）

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に30万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の6の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の8」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係

ア～イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に56万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第15条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額(前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)の決定について準用する。この場合において、第15条の16第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」(「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第20条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項、第15条の6の4、第15条の9及び第15条の15並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第5項の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定す

(特例対象被保険者等の特例)

第20条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項及び前条第1項

の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定す

る総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

2～3 （略）

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の16」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の16第3項」と読み替えるものとする。

5 （略）

6 （略）

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5

る総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2～3 （略）

4

（略）

5 （略）

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と

、「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の16」と、第6項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の16第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする（第6項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第25条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の6の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の8」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第25条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

<p>割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の16」と読み替えるものとする。</p>	
<p>6 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>）とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>5 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>
<p>7 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の6の3」と、「<u>67万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。</p>	<p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の6の3」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と_____、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。</p>
<p>9 第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の8」と、「<u>67万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第15条の8」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と_____、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。</p>
<p>10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と、第7項中「第15条」とあるのは「第15条の16」と読み替えるものとする。</p> <p>(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第20条の5 当該年度において、その世帯に18歳</p>	

<p>に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第20条第5項、第20条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</p>	
<p>2 第15条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条の16第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p>	
<p>第21条～第30条 （略）</p>	<p>第21条～第30条 （略）</p>

議第12号 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

瑞浪市鳥獣被害対策実施隊について、有害鳥獣の出没が増加している中、有害鳥獣出没時の現地確認等の緊急的な出動の報酬はなく、負担が増加していることを踏まえ、今後の活動を維持するとともに担い手の減少や高齢化等の課題の解消を図ることを目的に、年額報酬に加え、緊急的な出動に対し報酬を支給するため、別表を改める。

【改正内容】

瑞浪市鳥獣被害対策実施隊員に、年額と出動1回あたりの報酬を支給するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年4月1日とする。

【新旧対照表】

新				旧			
本則 (略)				本則 (略)			
別表 (第2条・第4条関係)				別表 (第2条・第4条関係)			
区分	報酬	費用弁償		区分	報酬	費用弁償	
(略)	(略)	瑞浪市職員の旅費に関する		(略)	(略)	瑞浪市職員の旅費に関する	
期日前投票所の投票立会人	1日につき	10,900円	瑞浪市職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第19号)に規定する額	期日前投票所の投票立会人	1日につき	10,900円	瑞浪市職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第19号)に規定する額
開票立会人及び選挙立会人	一の選挙につき	10,100円		開票立会人及び選挙立会人	一の選挙につき	10,100円	
鳥獣被害対策実施隊員	年額	30,000円		鳥獣被害対策実施隊員	年額	30,000円	
	出動1回につき	15,000円			出動1回につき	15,000円	
専門委員	執務1日につき	5,000円		専門委員	執務1日につき	5,000円	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
備考 1～2 (略)				備考 1～2 (略)			
3 鳥獣被害対策実施隊員の出動1回の報酬額は、活動時間が2時間未満の場合、半額とする。							

議第13号 瑞浪市農産物等直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

農産物等直売所内の農畜産物消費施設にて試験運用している夜間営業を常設化するため、開館時間を変更する。また、休館日前日となる月曜日に野菜出荷量が低調となること等を解消するため、休館日を変更する。

【改正内容】

農産物等直売所内の施設を整理するとともに、開館時間及び休館日を改めるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年7月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第2条 (略) (施設)	第1条～第2条 (略)
第2条の2 <u>直売所の施設は、次のとおりとする。</u>	
(1) <u>農産物等販売施設</u> (2) <u>農畜産物加工施設</u> (3) <u>農畜産物消費施設</u>	
第3条 (略) (開館時間)	第3条 (略) (開館時間)
第4条 <u>直売所の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、農畜産物消費施設は、当該施設を利用する者の求めに応じ、これを午後9時までの間で延長する。</u>	第4条 <u>直売所の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u>
2 <u>前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。</u>	
(休館日)	(休館日)
第5条 <u>直売所の休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</u>	第5条 <u>直売所の休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</u>
(1) <u>月曜日</u> (その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日とする。)	(2) <u>火曜日</u> (その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日とする。)
(2) (略)	(2) (略)
(利用の許可)	(利用の許可)
第6条 <u>別表に掲げる施設及び設備を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</u>	第6条 <u>直売所を利用しようとする者は</u> <u>_____、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</u>
2 (略)	2 (略)
第7条～第12条 (略) (読替規定)	第7条～第12条 (略) (読替規定)
第18条 <u>第15条の規定により、直売所の管理を指定管理者に行わせる場合において、第4条第2項及び第5条ただし書中「市長が必要と認める</u>	第18条 <u>第15条の規定により、直売所の管理を指定管理者に行わせる場合において、第4条及び第5条中「ただし、_____市長が必要と認める</u>

ときは」とあるのは「指定管理者」が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条、第7条、第9条、第11条及び第13条第3号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「別表に定める金額の範囲内で市長が定める使用料」とあるのは「第17条第1項の規定により指定管理者の定める利用料金」と、第11条及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第19条 (略)

別表 (第6条、第10条、第17条関係)

区分	使用料
農産物等販売施設	売上額の40%の額
屋外出店	売上額の20%又は1日当たり1㎡につき1,500円のいずれか高い額 (1㎡未満の端数は切り上げ、100円未満の端数は切り捨てる。)
(略)	(略)

ときは」とあるのは「ただし、指定管理者」が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条、第7条、第9条、第11条及び第13条第3号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「別表に定める金額の範囲内で市長が定める使用料」とあるのは「第17条第1項の規定により指定管理者の定める利用料金」と、第11条及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第19条 (略)

別表 (第10条、第17条関係)

区分	使用料
農産物等の販売施設	売上額の40%の額
屋外出店	売上額の20%又は1日当たり1㎡につき1,500円のいずれか高い額 (1㎡未満の端数は切り上げ、100円未満の端数は切り捨てる。)
(略)	(略)

議第14号 瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）で定める非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改正されたことに伴い、条文及び別表を整備する。

【改正内容】

非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改定するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第4条（略） （補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を_____、<u>第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p><u>（1）（略）</u></p> <p><u>（2）（略）</u></p> <p><u>（3）（略）</u></p>	<p>第1条～第4条（略） （補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、<u>第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p><u>（1）配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p> <p><u>（2）（略）</u></p> <p><u>（3）（略）</u></p> <p><u>（4）（略）</u></p>

(4) (略)

(5) (略)

4 (略)

第6条～第28条 (略)

別表

補償基礎額表 (第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団 長	13,340円	14,170円	15,000円
分団長及び副 分団長	11,670円	12,500円	13,340円
部長、班長及 び団員	10,000円	10,840円	11,670円

備考 (略)

(5) (略)

(6) (略)

4 (略)

第6条～第28条 (略)

別表

補償基礎額表 (第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団 長	12,900円	13,700円	14,500円
分団長及び副 分団長	11,300円	12,100円	12,900円
部長、班長及 び団員	9,700円	10,500円	11,300円

備考 (略)

議第15号 瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年総務省令第101号）の公布に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

簡易サウナ設備の防火安全対策について、位置、構造及び管理に関する基準を定めるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年3月31日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第7条（略） （簡易サウナ設備）</p> <p>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</p> <p>（2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</p> <p>（一般サウナ設備）</p> <p>第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1） （略）</p>	<p>第1条～第7条（略）</p> <p>（サウナ設備）</p> <p>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。） の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1） （略）</p>

<p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>第8条～第29条の6（略）</p> <p>（住宅における火災の予防の推進）</p> <p>第29条の7 瑞浪市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第29条の8～第43条（略）</p> <p>（火を使用する設備等の設置の届出）</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p><u>(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）</u></p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7)の2～(15)（略）</p> <p>第45条～第51条（略）</p>	<p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>第8条～第29条の6（略）</p> <p>（住宅における火災の予防の推進）</p> <p>第29条の7 瑞浪市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器_____その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第29条の8～第43条（略）</p> <p>（火を使用する設備等の設置の届出）</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7)の2～(15)（略）</p> <p>第45条～第51条（略）</p>
---	---

議第16号 瑞浪市副市長の選任につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	まさむら かずひで 正村 和英
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	瑞浪市理事（兼）総務部長
学歴	滋賀大学経済学部 卒業
経歴	昭和62年 4月 瑞浪市奉職 平成24年 4月 総務部秘書課長 平成27年 4月 総務部総務課長 平成28年 4月 総務部長 令和 4年 3月 退職 令和 4年 4月 理事（兼）総務部長 現在に至る
備考	新任

議第17号 瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	すずき かおり 鈴木 かおり
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	社会保険労務士
学歴	愛知大学経営学部経営学科 卒業
経歴	平成 9年 4月 岡部満社会保険労務士事務所 入所 平成15年 4月 法人化に伴い「社会保険労務士法人名古屋労災」に 名称変更 平成15年12月 社会保険労務士法人名古屋労災 退職 平成16年 1月 社会保険労務士すずき事務所 開業 平成30年 9月 法人化に伴い「社会保険労務士法人まごころ」に 名称変更し、同法人の代表社員となる 現在に至る
備考	新任

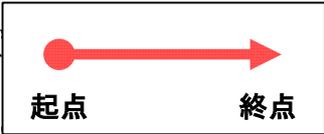
議第18号 瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について

略 歴

氏名 (ふりがな)	しょうじ たかのぶ 小 司 隆 信
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	司法書士
学歴	法政大学社会学部 卒業
経歴	平成14年 6月 司法書士登録 平成19年 3月 司法書士法人みずなみ総合事務所（現 司法書士 法人たなか事務所）設立 現在に至る
備考	令和 5年 4月 瑞浪市固定資産評価審査委員会委員（1期目） 現在に至る

議第20号 市道路線の認定について

位置図



起点 日吉町字日蔭7474番1地先  
終点 日吉町字日蔭7463番1地先

整理番号1701  
深沢日蔭2号線 L=200.0m

概要  
新丸山ダム関連の県道大西瑞浪線  
浪線整備に伴い造られた工事  
用道路を、地元の要望により、  
市道認定する。

